

## 越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業

## 施行者限りの処理（換地設計の軽微な変更）について

既に通知した仮換地の指定を変更する必要がある場合において、下記に掲げる各号のいずれかを原因とした換地設計の軽微な変更については、土地区画整理事業施行者限りで処理することとしたい。また、これに伴い仮換地を変更する指定の通知についても土地区画整理事業施行者限りで処理することとしたい。

## 記

- 1 従前の宅地の地番、地目または地積の変更
- 2 従前の宅地の合筆または分筆に伴う変更
- 3 新たな借地権等の登記または申告に伴う変更
- 4 借地権等の消滅に伴う変更
- 5 関係権利者から提出された願い出（分割、合併）による仮換地の変更で、他の仮換地に影響を及ぼさないもの
- 6 宅地整備工事完了後における、工事出来形確認測量に伴う換地の辺長（形状の変更含む）及び面積の増減に関するもの
- 7 仮換地指定等調書および添付図ならびに仮換地指定通知の明らかな記載の誤りを訂正するもの

以 上

換地設計の軽微な変更の例

	変更前	変更後
1 従前の宅地の地番、地目または地積の変更		
	高久 100 番地 畑 100 m <sup>2</sup>	高久 100 番地 雑種地 100 m <sup>2</sup>
2 従前の宅地の合筆または分筆に伴う変更 (下の例は分筆の場合を表す。合筆の場合は変更前後が逆となる)		
従前地		
仮換地		
3 新たな借地権等の登記または申告に伴う変更		
		点線に囲まれた(イ)の部分は借地権等の位置を表す
4 借地権等の消滅に伴う変更		
	点線に囲まれた(イ)の部分は借地権等の位置を表す	借地権等の消滅
5 関係権利者から提出された願い出(分割、合併)による仮換地の変更で、他の仮換地に影響を及ぼさないもの。		
		願い出による仮換地の変更
6 宅地整備工事完了後における、工事出来形確認測量に伴う換地の辺長(形状の変更含む)及び面積の増減に関するもの。		
		出来形確認測量に伴う辺長・面積の増減

※第8回審議会諮問第7号にて同意を得ております。